

部活動の処遇における学校と 保護者の相互行為

——保護者の〈要望〉と〈支援〉に注目して——

東京大学大学院教育学研究科博士課程 中澤 篤史

I 先行研究の検討と本稿の課題

部活動は課外活動であり、制度的には、その指導や運営の仕方あるいは存続や廃止の決定は各学校の裁量に任せられている。さらに、2002年度（高校は2003年度）から完全実施されている中学校と高校の学習指導要領ではクラブ活動の項目が削除され、いわゆる「部活代替措置」が崩れた。それによって部活動はいっそう学校の裁量に任されたといえる。

そして学校は、自主的・自律的に部活動を処遇することが期待されている。近年学校は、自主的・自律的に創意工夫を重ねて特色ある学校づくりを進めることが望まれており、それが可能になるように学校の裁量権が拡大されようとしている。そのため元々学校に裁量権がある部活動は、この特色ある学校づくりという観点からとくに重要視されている（中央教育審議会 1998）。具体的には学校は、学校の規模や設備などの特徴に合わせて、部活動の位置づけや方針を明確に決定することが期待されている（部活動基本問題検討委員会 2005, 16～17頁）。だが今日、顧問不足などの理由から部活動の成立は難しい。それゆえ学校は、保護者を活用することが期待されている（経済同友会 1995, 中央教育審議会 1998, 部活動基本問題検討委員会 2005）。そして先駆的な運動部活動の事例を分析した先行研究によれば、保護者や地域住民を活用するためには学校のリーダーシップが必要だという（大竹・上田 2001, 夏秋 2003, 高村・高橋 2006）。たとえば愛知県半田市の成岩

中学校が取り組んだ「成岩スポーツクラブ」を分析した夏秋（2003，20～21頁）によれば，保護者や地域住民を巻き込んだクラブが成立した背景には校長のリーダーシップや学校のイニシアチブがあったという。たしかに，制度的には部活動の裁量権が各学校にあることから，学校は自主的・自律的な意志や行為に基づいて部活動を処遇できるように思われる。またその裁量次第で学校は，リーダーシップを発揮して保護者を活用し部活動を成立させることができ，それによって特色ある学校づくりが実現できるようにも思われる。

しかし，以上のような期待と見立ては，学校と保護者の相互行為を視野に入れていない。これまでの議論は，保護者を，部活動を成立させる手段と位置づけ，学校が一方的に活用する存在として捉えてきた。同様に先行研究も保護者を学校の活用手段と捉え，それらを活用するための学校のリーダーシップを強調してきた。しかし当然のことながら，リーダーシップを発揮して保護者を活用できる学校ばかりではない。その理由は，そもそも保護者が学校に一方的に活用される存在とは違うからではないか。たとえば，中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議（1997）は，運動部の保護者と顧問教師に対して行った質問紙調査の結果を報告している。それによると，多くの保護者は部活動が「必要である」と答え，保護者会を組織して運営に積極的に参加している一方で，「保護者の期待の加熱」に悩む顧問教師もいるという。この結果は，保護者が部活動へ自ら主体的にかかわるということ，それゆえに学校と保護者の間には相互行為が生じうることを示唆している。学校が自主的・自律的に部活動を処遇できるかどうか，そしてリーダーシップを発揮して保護者を活用できるかどうかを考えるためには，保護者がどのようにかかわり学校がそれにどのように対応するのかという両者の相互行為のありようが問われねばならない。

そこで本稿は，保護者を自ら学校へかかわる主体として捉え直し，そのかかわりを〈要望〉と〈支援〉という二つの側面に分けて捉える。以下では部活動に限らず広く学校と保護者の関係を論じた研究を検討し，順に説明する。本稿のいう〈要望〉は，学校がどのような教育活動を行うかという側面への保護者の主体的なかかわりを指している。本稿では〈要望〉を，「学校の教

育活動への直接的な要求と間接的な期待」と定義しておく。たとえば、経済学の立場から教育改革への提言を行った経済企画庁経済研究所（1998，44～45頁）は、保護者を「消費者」と捉え、公立学校が「消費者のニーズ」に対応する必要性を主張している。こうした主張に典型的にあらわれているように、今や、「学校という制度はその受益者によって、チェックされ、作りかえられてゆくべき存在」となったといえる（広田 2004，42頁）。これに対して本稿のいう〈支援〉とは、学校が教育活動をどのように行うかという側面への保護者の主体的なかかわりを指している。本稿では〈支援〉を、「学校の教育活動の補助とそれへの参加」と定義しておく。保護者の「学校参加」や「支援ボランティア」は教師だけでは実施困難な教育活動を成立させる（安井 2003，黒羽 2003，坂井 2005）。ただしそれは、学校に一方的に活用される手段としてのかかわりではなく、対等な立場での協働としてのかかわりである（今橋 1998，葉養編 1999，浦野 2003）。対比的に説明し直すと、〈要望〉とは教育活動の方針決定への主体的なかかわりであり、〈支援〉とは教育活動の実施方法への主体的なかかわりである。

この〈要望〉と〈支援〉の有無の組み合わせを考えると、保護者の主体的なかかわりは表1に示した①～④の4パターンに分けることができる。本稿の課題は、この4パターンの比較を枠組みとしながら、部活動の処遇における学校と保護者の相互行為のありようをフィールドワークで得たデータ¹⁾を用いながら明らかにすることである。

表1 保護者の主体的なかかわりのパターン

パターン		①	②	③	④
保護者の主体的なかかわり	〈要望〉	あり	あり	なし	なし
	〈支援〉	あり	なし	あり	なし

II 事例の概要と分析対象の抽出

事例とする関東圏の公立A中学校は、1学年の学級数が4～5の中規模校であった。部活動は盛んで9割以上の生徒が部活動に加入していた。A中で

は原則的に顧問に就くのは教諭のみであり、産前産後休暇など特別な理由がある者を除いて、毎年度ほぼすべての教諭が何らかの部活動の顧問に就いていた。また同地域では外部指導員の派遣制度が十分に整っておらず、その導入は各学校の裁量に委ねられていた。保護者の部活動へのかかわりは各部活動でばらつきが大きかった。たとえば、保護者が保護者会をつくり組織的にかかわる部活動もあれば、保護者が試合の応援にもまったく顔を出さない部活動もあった。

表2 顧問教師の異動と部活動の処遇

	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006	2006-2007	パターン
バスケットボール	○	○	○	○	○	○	
ラグビー	○	○	○	○	○	□	
野球	○	○	○	○	○	□	
男子バレーボール	○	○	○	○	○	●	
女子バレーボール	○	○	○	□	□	○	①
ワンダーフォーゲル	○	○	○	○	□	○	
水泳	○	○	○	○	■	—	④
女子軟式テニス	○	○	○	■	—	—	②
卓球	○	○	□	□	○	○	
剣道	○	○	□	□	□	□	
マラソン	○	■	—	—	—	—	④
バドミントン	□	○	○	○	○	○	
サッカー	□	○	□	□	○	○	
硬式テニス	—	△	■	—	—	—	
文芸	○	○	○	○	□	●	
絵画	○	□	○	○	○	○	
園芸	○	□	○	○	●	—	④
百人一首	○	□	○	■	—	—	④
JRC	○	●	—	—	—	—	④
吹奏楽	□	○	□	○	□	○	
料理	■	—	—	—	△	○	
コンピュータ	■	—	—	—	—	—	
自然科学	—	—	△	●	—	—	
図書ボランティア	—	—	—	△	○	○	

凡例：○（残留・存続）、□（異動・存続）、●（残留・廃止）、■（異動・廃止）、△（創部）、—（なし）。データが十分に集まり、本稿の分析対象とするケースを囲み線で表記した。

このA中から分析対象を抽出するため本稿は、年度替りの顧問教師の異動に伴う部活動の変化に注目した。顧問教師が異動するかもしれない年度替りは、何らかの部活動の処遇が迫られる時期である。それは、学校と保護者の相互行為が生じる一つの典型的場面であり、ここから分析対象を抽出した。表2に示したのは、2001年度から2007年度にかけての顧問教師の異動（残留／異動）と部活動の処遇（存続／廃止）の関係である。

創部（△）を除いた107ケースの内、残留・存続のケース（○）は73、異動・存続のケース（□）は22、残留・廃止のケース（●）は5、異動・廃止のケース（■）は7であった。顧問教師が異動した29ケース中、およそ4分の1にあたる7ケースが廃止されている。また顧問教師が残留したにもかかわらず、廃止されたケースが5つあった。続いて各ケースでの保護者のかかわりに関するデータを収集し、それが収集できたケースを枠組みに沿って①～④のパターンに割り振り、本稿の分析対象を抽出した。〈要望〉と〈支援〉の両方がある①は女子バレーボール部、〈要望〉があり〈支援〉がない②は女子軟式テニス部、〈要望〉がなく〈支援〉がある③は「部活動支援」（後述）〈要望〉と〈支援〉の両方がない④は水泳部、マラソン部、園芸部、百人一首部、JRC部である。以下では、各パターンの部活動の処遇と保護者全体に対するA中の対応を分析する。

Ⅲ 分析結果

(1) ①：保護者の〈要望〉と〈支援〉の両方があった女子バレーボール部

A中では2004年度末に、女子バレーボール部（部員10名）と後述する女子軟式テニス部（部員9名）の顧問がそれぞれ異動した¹²⁾。しかし後を引き継ぐことのできる教師はいなかった。そのため2005年度から新規採用でA中へ赴任したB教諭（女性、35歳、数学科）がどちらの顧問に就くかに両部の存廃は委ねられた。B教諭はテニスの経験者であり、指導意欲もあった。また彼女は非常勤講師として勤めていた以前の中学校ではテニス部の顧問に就いていた。こうした特徴からは、B教諭が女子軟式テニス部の顧問に相応しく

思われる。しかしA中は女子バレーボール部を薦め、結局、彼女はその顧問に就いた。

B教諭との直接交渉は、校務分掌でA中の部活動全体を統括する「部活動指導」の立場にあったC教諭（男性、33歳、保健体育科）が、校長（男性、54歳）から委任されて行っていた。両部の選択に関して、女子バレーボール部を女子軟式テニス部よりも優先した理由を、C教諭は保護者の「協力」と「バックアップ」の違いだと次のように説明した。

「軟式テニスが保護者と協力してる体制って見たことないし。女子バレーはそれが協力してたり……そういう体制、保護者のバックアップもあるし。女子の部活二つ潰すわけに行かないし。じゃあB先生バレーボールお願いしますって」[C教諭：2005年6月1日]

たしかに女子バレーボール部の保護者の「協力」は充実していた。表3に示した5名の女性を中心に女子バレーボール部の保護者は、保護者会を組織し部費の徴収・管理や備品の購入を行っていた。また娘が部長を務めるD氏（女性、43歳）と保護者会代表のE氏（女性、42歳）は、A中へ足を運んで、校長へ女子バレーボール部の存続を訴えてもいた。

「ぜひとも何とかしてくださいって。絶対お願いしますって」[D氏：2006年3月13日]

「これからどうなるんですかあ。バレー部の顧問になってくれる方、どなたかいませんか」[E氏：2006年4月21日]

保護者の訴えはA中へ届き、B教諭は顧問に就任した。しかしB教諭はバレーボールの指導経験がなく、また公務に加えて新人研修があるなど多忙であった。そこで保護者は指導面での補助も行った。D氏とE氏は、現部員や卒業生の保護者の中からバレーボール経験者を募り、結果的に卒業生の保護者G氏（女性、41歳）と現部員の保護者H氏（女性、46歳）が外部指導員として参加した。G氏とH氏は、中高時代にバレーボール部に所属し、現在も同地域のママさんバレーボールクラブで活動を続けていた。女子バレーボール部は、〈要望〉を持った保護者自身が部活動を〈支援〉することで存続できたといえる。

表3 女子バレーボール部保護者のプロフィール（2005年度時点）

性	歳	職業	女子バレーボール部との関係	中高部活動経験	
D	女	43	専業主婦	3年生部員（部長）の母親	バレーボール
E	女	42	専業主婦	3年生部員の母親、保護者会代表兼会計職	バドミントン
F	女	50	専業主婦	3年生部員の母親	ソフトボール、陸上
G	女	41	パート	OG部員の母親、外部指導員、元保護者会代表	バレーボール
H	女	46	専業主婦	1年生部員の母親、外部指導員	バレーボール

(2) ②：保護者の〈要望〉があり〈支援〉がなかった女子軟式テニス部

前述したように2004年度末に女子軟式テニス部の顧問が異動した。しかし、唯一顧問就任が可能だったB教諭は女子バレーボール部の顧問に就いたことで、女子軟式テニス部は廃止された。部活動指導担当のC教諭によれば、女子軟式テニス部の保護者が応援に来ることはほとんどないという。筆者のフィールドワーク期間中にも、女子軟式テニス部の保護者が活動に顔を見せることは一度もなかった。それゆえ筆者はその保護者へ接近できなかったが、部員へのインタビューによれば保護者は部活動の存続を求めているという。部長を務めた3年生部員Iの両親は共働きであり、部活動だけでなくPTAや授業参観にも顔を見せることはほとんどなかった。しかし母親は、2005年度始めに担任へ「残念です。部活頑張ってたのに、無くなって残念です」と記した文書を提出していた。また実現することはなかったが、父親も「校長室に乗り込」んで存続願いを「言いに行く」気持ちがあったという[2006年3月16日のIへのインタビュー]。さらに校長もそうした保護者の思いを把握しており、にもかかわらず女子軟式テニス部を廃止したことで、保護者との間で「しこりが残った」と語った。女子軟式テニス部は保護者に〈要望〉があったが〈支援〉がなかったことから廃止された。結果、保護者との関係に支障をきたしていた。

(3) ③：保護者の〈要望〉がなく〈支援〉があった「部活動支援」

A中は、教師に代わって保護者が部活動を管理する「部活動支援」と呼ばれる取り組みを行っていた。以前は職員会議のある日など教師が部活動に出

られない場合、安全管理上の理由から部活動を中止させるか、一旦生徒を帰宅させ会議終了後に再登校させて活動を始めていた。しかし、それには生徒からはもちろん保護者からも不満の声があった。そこでA中は、教師が活動に出られない場合、有志の保護者を募り、校庭・体育館・校内に配置して部活動の管理を一時的に委任しようとした。これが「部活動支援」である。

「部活動支援」に参加する保護者の関心は多様であった。当然、わが子が所属する部活動の成立のみを求めて参加する保護者もいたが、それだけではない。むしろ校長によれば、参加者の多くは部活動そのものではなく「学校に対して協力したい」と思う保護者であり、学校への協力がたまたま部活動の場面に現れたに過ぎないという。そしてこのように学校全体に協力的な保護者の他にも、たとえば、「支援するというよりは、子どもたちからエネルギーをもらっています」と個人的な効用を求めていた保護者、ただ単に時間を持て余したことから参加していた保護者、あるいは知り合いの保護者との会話を主な目的としていた保護者などもいた。こうした多様な関心を持った保護者をA中は調整していた。月に1度以上のペースで、参加可能な日時を尋ねたプリントが担任から生徒を通して保護者へ配布されていた。その回答用紙を担任が集計し、教頭が配置の割り振りを行っていた。A中の保護者すべてが部活動の成立に強い関心を持っていたわけではなかったが、学校側の積極的な働きかけと調整により、「部活動支援」は維持されていた。

以上から、「部活動支援」は保護者の〈要望〉がなく〈支援〉があったケースだといえる。A中は、部活動を成立させるため、〈要望〉のない保護者を巧みに活用していたのである。

(4) ④：保護者の〈要望〉と〈支援〉の両方がなかった部活動

A中では、顧問教師の異動に伴い廃止された部活動が少なくなかった。たとえばマラソン部は2002～2003年度にかけて、百人一首部は2004～2005年度にかけて、それぞれ顧問教師が異動したことで廃止された。水泳部の場合、2004年度が顧問教師のA中勤務7年目にあたり、その異動が濃厚だった。そのため水泳部は2004年度に新入部員の受付を止めて活動を縮小し、2005～

2006年度に実際に顧問教師が異動したことで廃止された。また顧問教師が残留しても、学校内の顧問配置替えに伴って廃止される部活動もあった。ボランティア活動を主とした JRC 部は、顧問教師が残留していたが2002～2003年度にかけて廃止された。JRC 部の顧問教師は2003年度にいくつかの部活動の副顧問に就いたが、事実上の負担は軽微であり、それはいわば将来起りうる顧問不足に備えたストックであった。そして JRC 部の元顧問教師は、2004年度に顧問教師が異動し存続が危ぶまれた剣道部の顧問に就いた。園芸部も、顧問教師は残留していたが2005～2006年度にかけて廃止された。園芸部の顧問教師は、2006年度に創部された料理部の顧問へスライドした。

これらの廃止された部活動は、活動が活発というわけではなかったが、参加生徒は少なからずいた。にもかかわらず廃止された理由は、他の部活動との間での顧問配置の問題であった。限りある教師をどの部活動に配分するかという問題は常に A 中を悩ませ、その問題への対処からいくつかの部活動は廃止されていた。ではなぜ、ここで挙げた部活動が廃止の対象となったのか。部活動指導担当の C 教諭は、それらに共通する特徴として、保護者の〈要望〉と〈支援〉の両方が「ない」ことを挙げた。同様に校長も次のように語った。

「存続の希望もなかった（から）……まったく問題なかったです……ニーズにマッチした部は残すけれども、そうでなかったら必然的に切らざるを得ない。切っていても特に支障なければ（切らないと）回転が上手く行かないです」[校長：2005年9月13日]

A 中は、保護者の「存続の希望」がない部活動を積極的に廃止することで、顧問配置の問題を解決していたのである。

(5) 保護者全体に対する A 中の対応

A 中は、部活動のあり方を保護者に説明する目的で、毎年4月下旬に全保護者を対象として「部活動説明会」を開催していた。その中で校長は、毎年度のように、部活動の存続に向けて学校と教師がどれほど努力をしているかを、次のように強調していた。

「学校側の考え方は、部の存続を第一に考えました。子どもや保護者のニーズにこたえるためにも部活動を存続させることをまず考えました……教員の異動というものがあまして、そのような厳しい状況の中……部が成立したということを保護者の皆様にもおわかりいただきたい」[校長：2004年4月29日]

校長は保護者へ、部活動の存続への努力を強調していた。しかしたとえ努力しても、将来的に部活動が廃止されるかもしれないことから、次のようにも語りかけていた。

「入部届けの際には、生徒へは『まずは1年だよ』と言っております。できれば、その部が存続できれば3年間ということであります」[校長：2005年4月29日]

このように校長は、部活動を存続できるかはわからない、と前もって表明していた。その意図は、保護者が部活動の存続に関して過剰な〈要望〉を投げかけることを牽制しようとする点にあったといえる。そのうえで、校長や生徒指導主任のJ教諭（男性、46歳、保健体育科）が前述した「部活動支援」への参加者を募っていた。

「部活動支援というものがございます。職員会議中など顧問がいない時に、事故、怪我などが起きても困ります。そういう時に、時間とおありの保護者がいらっしゃいましたら、ぜひよろしく願いいたします」[校長：2004年4月29日]

「部活動支援へのご参加、ご協力をお願いします。プリントでお知らせしておと思いますが、水曜に職員会議が入ることがあります。その時に、保護者の方に部活動を見ていただいて、生徒が再登校をしないですむということです」[J教諭：2005年4月29日]

A中は、保護者全体に対して、部活動の成立に向けて惜しみない努力を注いでいること、しかしそれでも廃止される可能性があることを伝えただけで、部活動を成立させるための〈支援〉を保護者全体に求めているのである。

Ⅳ 考察

以上から、Ⅰの議論での期待とは裏腹に、学校は、自主的・自律的に部活動を処遇できるわけではなく、またリーダーシップを発揮して保護者を一方的に活用できるわけでもないことがわかる。その理由は、保護者が主体的にかかわるからであり、学校と保護者の間に相互行為が生じるからである。以下で、その相互行為のありようを考察する。

まず、保護者の〈要望〉は部活動を存続するように学校を方向付けていた。①・②では保護者の〈要望〉があり、学校は部活動を存続させるように促されていた。しかし④ではそれがなく、学校は部活動を積極的に廃止させることもあった。部活動の処遇の仕方は、学校の自主的・自律的な意思のみで決められておらず、保護者の〈要望〉によって背後から方向付けられていたのである。次に、保護者の〈支援〉は部活動を存続させていた。①・③では保護者の〈支援〉があり、それを活用して学校は部活動を存続できた。しかし②・④ではそれがなく、学校は部活動を廃止せざるを得なかった。これは保護者の〈支援〉が部活動を成立させる資源となることを示している。だが保護者は、Ⅰの議論で期待されていたように、学校の求めに一方的に応じるわけではない。①のように自ら〈支援〉しようとする保護者もいれば、②のように各家庭の事情から〈支援〉できない保護者もいる。それゆえ、学校がリーダーシップを発揮しなくても保護者が〈支援〉することがある反面で、学校がリーダーシップを発揮しても保護者が〈支援〉するとは限らない。つまり保護者は主体的な存在であり、そのありようは多様である。保護者は、学校の意味や行為とはある程度独立して、〈要望〉と〈支援〉の側面で部活動を存続するように学校を変化させようとする。こうした保護者の主体的なかわりが、学校の自主性・自律性を抑制するのである。

しかし、学校は保護者によって自主性・自律性を抑制されながらも、他方で、それに完全に従属するわけではないし、そうできるわけでもない。なぜなら、たとえば保護者の〈要望〉は部活動を存続するように学校を方向付け

ていたが、そのすべてに応えることは不可能だからである。実際、保護者の〈要望〉があり〈支援〉のない②で学校は部活動を廃止せざるを得ず、保護者との関係に支障をきたしていた。そうした保護者との関係悪化を避けるために学校は、二つの戦略を用いていた。一つは、過剰な〈要望〉の制限である。学校は「部活動説明会」を開き、部活動の存続への努力を強調し将来的な廃止の可能性を保護者に伝えていた。それは、保護者の過剰な〈要望〉を制限する働きかけであり、そうすることで学校は自らが従うべき〈要望〉自体を変えようとしていた。もう一つは、〈要望〉に応えるための資源の追加調達である。③では学校が、多様な関心を抱いた保護者の〈支援〉を、部活動の成立という方向へ調整し活用していた。中でも〈要望〉がない保護者の〈支援〉は、学校がそれを活用する対象を選択できる点で、学校にとって都合のよい資源となる。さらに④では学校が、保護者の〈要望〉と〈支援〉がない部活動を積極的に廃止し、その顧問教師を、保護者の〈要望〉と〈支援〉がある他の部活動へスライドさせたり、将来に備えてストックしていた。学校はこうした組織的な顧問配置によって、部活動を存続するための資源を確保していた。いわば、個々の部活動を廃止しながら全体としての部活動を存続させていたのである。これら二つの戦略、とくに「部活動支援」や「部活動説明会」などは学校の自主的・自律的な保護者への働きかけに見える。しかしそれらは、保護者の〈要望〉によって部活動を存続させるように方向付けられた文脈のうえでの働きかけである。その意味で、これらの戦略は完全に学校の自主的・自律的な働きかけとはいえない。そこにあるのは、保護者に抑制された範囲内での、「限定的な自主性・自律性」に過ぎない。

部活動は、制度的には学校の裁量で処遇できる領域であり、保護者を活用する余地のある領域である。しかしそうであるからこそ学校は、主体としての保護者の〈要望〉と〈支援〉を真正面から受け止めて部活動を処遇せねばならない。それゆえ学校と保護者の間には相互行為が生じる。学校と保護者の相互行為は互いが互いを変化させようとする過程であり、それが学校の自主性・自律性を抑制するのである。本稿が示唆するのは、制度的には学校に裁量権のある教育活動が、完全に自主的・自律的な学校的意思や行為によっ

てではなく、学校と保護者の相互行為によって編成され、更新されていく可能性である。

[キーワード]

学校の自主性・自律性、学校のリーダーシップ、顧問教師の異動、フィールドワーク

〈注〉

- (1) 筆者は2002年度からA中へフィールドワークを行った。そこでの観察調査とインタビュー調査の結果および収集した文書資料を本稿のデータとして用いる。観察調査は、部活動運営のあり様を中心対象とし、月2、3回の頻度で行った。その中で各部活動の保護者のかかわりを観察し、その内容を把握した。またA中で年度始めに行われていた保護者向けの「部活動説明会」を観察し、保護者全体に対する学校の対応も確認した。それらの過程で校長、教頭、教諭、生徒、保護者に、部活動へのかかわりについてインタビュー調査を行い、関連する文書資料を収集した。加えて校長、教頭、教諭には、部活動体制の変遷と顧問教師の異動の関係についての事実確認を行い、各年度の学校要覧からその裏付け作業を行った。
- (2) 2004～2005年度には、卓球部、剣道部、サッカー部、百人一首部の顧問教師も異動している。ただし、それらはここで争点となったB教諭の配置と無関係であったことから、その記述は割愛した。

〈参考文献〉

- 部活動基本問題検討委員会（2005）『部活動基本問題検討委員会報告書』東京都教育庁指導部指導企画課。
- 中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議（1997）『運動部活動の在り方に関する調査研究報告書』中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議。
- 中央教育審議会（1998）「今後の地方教育行政の在り方について」（答申）。
- 葉養正明編（1999）『シリーズ 子どもと教育の社会学 4 学校と地域のきずな』教育出版。
- 広田照幸（2004）『思考のフロンティア教育』岩波書店。
- 今橋盛勝（1998）「父母の参加と学校改革」佐伯胖・黒崎勲・佐藤学・田中孝彦・浜田寿美男・藤田英典編『岩波講座 現代の教育第2巻 学校像の模索』岩波書店、307～333頁。

- 経済同友会（1995）「学校から『合校』へ」『季刊教育法』103, 33～39頁。
- 経済企画庁経済研究所（1998）「エコノミストによる教育改革への提言」大蔵省印刷局。
- 黒羽正見（2003）「アカウントビリティに応え得る学校」『学校教育研究』18, 213～217頁。
- 夏秋英房（2003）「愛知県半田市の総合型地域スポーツクラブの展開と運動部活動」『生涯学習研究』1, 15～24頁。
- 大竹弘和・上田幸夫（2001）「地域スポーツとの『融合』を通じた学校運動部活動の再構成」『日本体育大学紀要』30(2), 269～277頁。
- 坂井康宣（2005）「家庭・地域社会との連携を目指す学校のグランド・デザイン」『学校教育研究』20, 33～46頁。
- 高村梨江・高橋豪仁（2006）「学校運動部と地域スポーツクラブの融合」『奈良教育大学紀要』55(1), 165～175頁。
- 浦野東洋一（2003）『開かれた学校づくり』同時代社。
- 安井一郎（2003）「子ども、家庭、地域の変貌とカリキュラム開発の課題」『学校教育研究』18, 37～50頁。

〈付記〉

本稿は、平成13～16年度科学研究費補助金基盤研究（B）(2)「中等教育における部活動の実態と機能に関する実証的研究」（研究代表者：西島央）および平成17～19年度科学研究費補助金基盤研究（B）「中等教育における部活動の実態と機能に関する臨床教育学的研究」（研究代表者：西島央）の研究成果の一部である。